

1. 学校納付金について

①入学料 (2,100 円)

○入学の許可に係る手数料です。

①授業料

○2021 年度の授業料の額は、年額 32,400 円 (月額 2,700 円×12 ヶ月) (※)です。

○保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額 (政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額) で計算される算定基準額が 304,200 円未満(※)の世帯では、手続きをすることで国の就学支援金の対象となり、授業料が無償となります。

(※)額は、2020 年度のものであります。改定等があれば、別途お知らせします。

手続き (申請書、所得証明書の提出等) についての学校からの連絡にはご注意ください。

②独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金 (公費)

○学校の管理下で生徒が事故等に遭った場合、医療費等の給付を受けるための経費です。

③学校徴収金 (諸費)

年次費・・・遠足、芸術鑑賞等の学校行事にかかる経費です。

生徒会費・・・生徒会の諸活動や部活動に要する経費です。

後援会費・・・本校の教育活動を後援するものです。

同窓会費・・・同窓会は卒業後の入会となりますが、入学時に納入していただきます。

修学旅行積立金・・・3年次に実施される修学旅行費用のための積立金です。

(単位：円)

| 学校納付金の内訳 | | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | |
|-------------|-------------------------------|--------------|--------|--------|-------|-------|
| 公費 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金 | 880 | 880 | 880 | 880 | |
| | 小計 | 880 | 880 | 880 | 880 | |
| 諸費 | 年次費 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | |
| | 内訳 | 遠足代 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| | | 特別活動費等 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |
| | | クラス費 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| | 生徒会費 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| | 後援会費 | 1,500 | | | | |
| | 同窓会費 | 2,000 | | | | |
| | 小計 | 10,000 | 6,500 | 6,500 | 6,500 | |
| 費 | 修学旅行積立金 (参加希望者のみ) 9,000 円×全9回 | 4月入学 27,000 | 36,000 | 18,000 | 0 | |
| | | 10月入学 18,000 | 36,000 | 27,000 | 0 | |
| 年合計 (4月入学) | | 37,880 | 43,380 | 25,380 | 7,380 | |
| 年合計 (10月入学) | | 28,880 | 43,380 | 34,380 | 7,380 | |

※年次費は、年度内に残額が生じた場合は、次の年度に繰り越すことがあります。

④納付について

○授業料と学校諸費の納期限は、年4期 (4月、7月、10月、1月) に分けて納入していただきます。授業料を一定期間滞納すると延滞金が発生します。

年間納付期限

| 期別 | 第1期 (4月入学) | 第2期 | 第3期 (10月入学) | 第4期 |
|-------|------------|-------|-------------|-------|
| 納付期限日 | 4月20日 | 7月20日 | 10月20日 | 1月20日 |

2. 就学支援制度等について

①高等学校等就学支援金制度

○この制度は、次の要件に当てはまる生徒の授業料を、国が保護者等に代わって負担するものです。返済の必要はありません。新一年生は、前期入学時(4月・7月)・後期入学時(10月)に手続きが必要です。(以後、毎年7月に手続きが必要です。)

申請書を期限内に提出しなかった場合や、支給対象とならなかった場合には、授業料を支払う必要があります。

○支給対象要件

・保護者(新権者)の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額(政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額)で計算される算定基準額が304,200円未満(※)であること。年収で910万円程度ですが、扶養などの条件によって変わります。(※)額は、2020年度のもので、改定等があれば、別途お知らせします。)

父母とも所得がある場合は合計の額となります。

・高校に在学した期間が、定時制課程の場合は、48月を超えていないこと。

・申請書と個人番号カード(マイナンバーカード)の写し等の添付書類を期限内に学校に提出してください。

○添付書類(個人番号カード(写)等

下記のいずれか1つを添付してください。

(1)マイナンバーカードの裏面(写)

(2)マイナンバー付きの住民票(写)

<何らかの事情でマイナンバーを提出できない場合>

(4)住民税課税(非課税)証明の原本(全部事項を記載したもの、コピー不可)

(5)生活保護受給証明書の原本(コピー不可)

②その他の授業料支援制度

(1) 学び直し支援金制度(最長24か月)

高校等を中退した後に再入学・編入学した場合で、就学支援金の支給期間(48月)を超えたために就学支援金が支給されないときは、就学支援金と同様の手続きをすることにより、国からの授業料相当額の「学び直しの支援」(最長24ヶ月間)を受けることができます。

(2) 卒業支援のための授業料免除制度(卒業までの1年以内)

府立高校において、原級留置等により、就学支援金制度の期間制限を超過し、学び直し制度の対象とならない生徒の卒業(1年以内に卒業見込み)を支援するため、授業料を免除されることがあります。

(3) 家計急変への支援制度

就学支援金の支給要件を満たしていない場合でも、保護者の失職や倒産などにより家計が急変して授業料の納付が困難なときは、授業料減免制度が適用されることがあります。

上記いずれかに該当する場合は、事務室等にご相談ください。

3. 奨学のための給付金制度について

○この制度は、保護者全員(父母の両方)の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税の世帯、または、生活保護受給世帯に、授業料以外の教育に関する経費に充てるために支給されるもので、返済の必要はありません。

○支給額

・非課税世帯 84,000 円(※)

129,700 円(※) (同じ世帯に兄弟姉妹が中・高校等に在学している場合等)

・生活保護世帯 32,300 円(※)

(※)額は、2020 年度のもので、改定等があれば、別途お知らせします。

○添付書類

下記いずれかを添付してください。

(1)住民税課税(非課税)証明の原本(全部事項を記載したもの、コピー不可)

(2)生活保護受給証明書の原本(コピー不可)

その他、生徒本人の健康保険証写し、振込み口座の通帳写し等

○前期 4 月入学の申請手続きについては、6 月下旬(7 月申請)に学校からご案内します。

○後期 10 月入学の申請手続きについては、7 月 1 日在学が支給要件であるため 1 年次での申請はできません。2 年次からの申請となります。

4. 諸証明の発行と諸届について

(1)生徒証は定期券を購入するとき、「学割」を利用するとき、考査を受けるとき、本校図書室で本を借りるときに必要な証明書です。紛失等がないように大切に保管してください。

(2)各種証明書の発行は、原則、申込日の翌日です。必要の都度、事務室に来てください。

①在学証明書は「証明書発行願」に必要事項を記入して申し込んでください。

②学生生徒旅客運賃割引証(学割)は片道 100km を超える区間を旅行するときに利用できません。

「学割証交付願」に必要事項を記入して、保護者、担任の承認を受けて申し込んでください。

(3)住所、氏名、電話番号(携帯電話)、通学経路、保護者などに変更があった場合は、所定の届出用紙を事務室に提出してください。

なお、住所の変更があった場合はマイナンバー記載のない住民票を、氏名変更があった場合は戸籍謄本(抄本)等を添えて、生徒証と一緒に事務室に提出してください。

5. 教科書代

○各自が選択した科目ごとに購入していただきますので、負担額は一律ではありませんが、過去の実績から年間の負担額は概ね 5,000 円～10,000 円となっています。

6. 実習費

○下記科目を選択した方には、別途、実習費を徴収します。

<フードデザイン：3,000 円、その他の家庭科：実費相当額>

<コミュニケーション韓国朝鮮語基礎：300 円、異文化研究：300 円×2>